

困ったときや、悩んだときは、まわりの人に相談しましょう

相談場所一覧（秘密は守られます）

児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）番 【厚生労働省】

24時間子どもSOSダイヤル 24時間365日いつでもメールでも電話でも相談できます。

☎0120-0-78310（全国共通）または☎0466-81-8111

Eメール soudan@edu-ctr.pref.kanagawa.jp ※返信に数日かかることがあります。

【県立総合教育センター：教育相談センター】

鎌倉市の相談窓口

◎鎌倉市いじめ相談ダイヤル 月曜日～金曜日 9：00～17：00

【鎌倉市教育センター】 第2・第4火曜日 9：00～18：00

☎0467-24-5235 パソコン・スマートフォンから、WEBでも相談できます。



◎鎌倉市教育センター相談室 月曜日～金曜日 9：00～17：00

☎0467-24-3386または [休み]土曜日、日曜日、祝日、年末年始

☎0467-24-3495



◎こどもと家庭の相談室 月曜日～金曜日 8：30～17：15

☎0467-23-0630 第2土曜日 8：30～17：00

[休み]土曜日（第2以外）、日曜日、祝日、年末年始

鎌倉市役所以外の相談窓口

◎子どもの人権110番 月曜日～金曜日 8：30～17：15

【横浜地方務局】 [休み]土曜日、日曜日、祝日、年末年始

☎0120-007-110

◎人権・子どもホットライン 毎日 9：00～20：00

☎0466-84-1616 【神奈川県】



◎居場所のない子どもの電話相談 毎週 月曜日・水曜日・金曜日 13：00～17：00

[休み]祝日・年末年始

☎050-1323-3089 【特定非営利活動法人 子どもセンターてんぽ】

鎌倉市の公式LINEアカウント  子どもの情報などを配信しています。

発行 令和2年3月
発行者 鎌倉市 こどもみらい部 こども支援課
〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 TEL：0467-23-3000（代表）
条例の全文と説明は、鎌倉市ホームページに掲載しています。

子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例をつくりました。

中学生・高校生のみなさん！みなさんは、限りない可能性を持っています。みなさんが豊かな人間性や社会の一員として生きていく力を身に付け、自分らしく成長していくためには、地域社会から適切な支援を受けるとともに、一人の人間として尊重されなければなりません。

子ども一人ひとりが生まれながらに持っている権利をみんなで守ろうとして決めた条約（国どうしの約束）が、「児童の権利に関する条約」です。

鎌倉市では、この「児童の権利に関する条約」の考え方をふまえて、みなさんが大切にされ、育っていけるように、地域社会の全ての人がある役割を果たし、子どもたちを応援していくことができるよう、この「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」をつくりました。



鎌倉市

のびのびと自分らしく育つために、子どもたちが一人の人間として尊重され、子ども・子育てにかかわる方々が子どもたちを応援できる環境を整えます。

基本理念

① 子どもが、障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめ等を受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、一人の人間として尊重されること。

② 子どもが、心身の健やかな成長を妨げられることがないよう、子どもの最善の利益が追求され、児童虐待を受けることがなく、安心して生きていくことができる環境が整えられること。

③ 子どもが、成長の段階に応じて学び、生活の支援を受けることで、社会で生活する能力を身に付けること。

④ 子どもが、何を思い、何を感じながら行動し、又は活動しているのか理解され、一人一人の個性や可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。

⑤ 子どもへの支援は、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。

※子ども：この条例で「子ども」とは、18歳になる年度末までの人をいいます。



鎌倉市では、子どもの育ちの支援に取り組みます。

- 特別な支援が必要な子どもが、健やかに育ち、学ぶことができるようにします。
- 児童虐待が起こらないようにし、早く発見できるようにします。
- いじめが起こらないようにし、早く発見できるようにします。
- 互いの違いを認め、尊重し合うことができる社会をつくります。
- 子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されないようにします。
- 不登校や、ひきこもりについて課題を解決していきます。
- 子どもが分かりやすい、情報発信をします。
- 子どもが自由に意見を言ったり、夢を話したりする機会をつくります。
- 子どもが自分らしく遊んだり、休んだり、集まったりすることができる場をつくります。
- 子どもが地域でいろいろな年齢の人と交流できるように、応援します。
- 困りごとの相談体制を強化します。



子どもがのびのびと自分らしく育つまちをつくるため、大人たちの役割を決めました。

市

子どもを社会全体で健やかに育むための計画を立て、子どもたちを支える取組を行います。子どもの意見を聞きながら、取組を進めます。

地域の人

子どもを地域社会の一員と認識し、子育て中の家庭にとって安心して子育てをし、子どもが安全で安心して生活ができる地域となるよう努めます。

事業者

子育て中の家庭の従業員が、子どもと接する時間を十分に確保できるように努めます。

保護者

子どもにとって最もよいことを考え、子どもの思いや置かれている状況などを理解しながら、より良い家庭環境づくりにも努め、子どもを育てます。

保育所、幼稚園、学校など

子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、集団生活を通じて豊かな人間性・社会性を身に付けられるように応援します。



どうしてこの条例ができたんだろう？（児童の権利に関する条約について）

世界中の子どもたちが生まれたときから持っている「権利」をみんなで大切にしようとした国どうしの約束が「児童の権利に関する条約」です。鎌倉市の「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」はこの条約の考えにのっとっています。条約では子どもの4つの権利を保障しています。

生きる権利

子どもの命が守られ、大切にされ、健やかに生きること。



育つ権利

自分らしさが認められ、安心して学校に行ったり、遊んだりすること。



守られる権利

暴力や虐待、いじめ等を受けないこと。



参加する権利

思ったことを自由に言ったり、それが大切にされたり、集まってグループを作れたりすること。

